平成２３年（フ）第３３９９号
神奈川県藤沢市下土棚1055番地
債務者　川嵜　　弘
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５６３号
東京都多摩市連光寺２丁目18番地の６
債務者　小此木三郎
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６６３号
東京都日野市旭が丘２丁目７番地の７スカイコート八王子Ⅲ301
債務者　小永井糧次
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６７３号
東京都小平市小川西町５丁目39番３―407号
債務者　赤井　則文
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３２９７号
横浜市南区浦舟町５丁目77番地24　日神パレステージ横浜阪東橋1002
債務者　古賀　祐文（旧姓三須）
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２９８号
横浜市南区浦舟町５丁目77番地24　日神パレステージ横浜阪東橋1002号
債務者　野崎由香里
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３１５号
横浜市港南区野庭町664番地　野庭住宅４棟503号
債務者　三浦八重子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２１５号
横浜市港南区日野９丁目31番17号
債務者　中島　身和（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１２号
川崎市中原区下小田中３丁目32番22号　明荘102
債務者　豊田　明信
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６５７号
静岡県浜松市中区小豆餅１丁目29番21号　サンコーポ２－１号
債務者　渡邊　紀一
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第８２７９号
大阪市淀川区三国本町２丁目３番１号
債務者　伊丹こずえ（旧姓木野）
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７２６号
大阪府茨木市新和町12番２号、前住所大阪府摂津市鳥飼西４丁目25番８―15号
債務者　岩元　　清
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５７号
静岡県藤枝市小石川町３丁目４番18―102号県営小石川団地Ｂ棟
債務者　小島　睦次
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７０８号
静岡市葵区大岩４丁目23番15号　コーポ石割101号
債務者　清水　恵子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５５号
釧路市東川町15番17号
債務者　宮崎　英吉
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午前９時30分
釧路地方裁判所